

## 三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金 Q & A

### 【補助金の目的、申込要件に関すること】

Q 1 この補助金は、どのような制度ですか？

A 1

#### 《通常枠》

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、多くの業種で早期の需要回復や利益確保の見通しが立たない中、これまでの事業を維持していただくだけでは、事業の継続が困難となりつつある企業が増加している現状を踏まえ、このような状況下においても、コロナ禍の現状のみならず「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って、生産性向上や業態転換を行うことにより意欲的に経営の向上に取り組む中小企業等に対して、その取組に要する費用の一部を補助するものです。

そのため、コロナ禍の影響で経営が悪化した企業を緊急支援する救済的な制度ではなく、ステップアップを目指して新しいことに挑戦する企業を補助金の対象としています。

#### 《原油価格・物価高騰対応枠》

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、多くの事業者が原油価格や物価高騰の影響を受けており、対応を行っていく必要があります。

特に原油価格や物価高騰に対応していくビジョンを持って、生産性向上や業態転換を行うことにより意欲的に経営の向上に取り組む中小企業等に対して、特に《原油価格・物価高騰対応枠》を設け、補助率を2/3に上乘せして取組に要する費用の一部を補助するものです。

Q 2 この補助金の対象となる中小企業等とは、何を指していますか？

A 2

#### (1) 中小企業者（会社及び個人の基準）

業 種	従業員数	常時使用する従業員には、事業主・法人の役員、臨時の従業員を含みません
製造業・建設業・運輸業等	500人以下	
卸売業	400人以下	
サービス業（下記以外）	300人以下	
ソフトウェア業	500人以下	
情報処理サービス業		
旅館業		
小売業	300人以下	

(2) 組合及び連合会等

組合及び連合会等	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	直接または間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	直接または間接の構成員の2/3が中小企業等経営強化法第2条第5項第1号から第7号までに該当するもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	法人税法上の収益事業を行っていること 認定特定非営利活動法人でないこと 常時使用する従業員が300人以下であること

○従業員数について

本事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれません。
- ・個人事業主本人及び同居の親族従業員（専従者等）
- ・（申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の従業員
- ・以下のいずれかの条件に該当するパートタイム労働者等
  - ①日々雇い入れられる者、2カ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4カ月以内の期間を定めて雇用される者
  - ②所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者

Q 3 この補助金を利用できないのは、どのような法人ですか？

A 3 第2条第1項に規定する中小企業者の要件をいずれも超過する企業及び社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人（農業法人は利用可）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、農業協同組合、生活協同組合、有限責任事業組合（LLP）等のうち、三重県版経営向上計画の対象とならない者は、この補助金の対象となりません。（ご不明な場合は個別にお問い合わせください）

Q 4 士業法人は対象となりますか？

A 4 監査法人、税理士法人等の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解されて、対象となります。

Q 5 補助金を利用できる業種に制限はありますか？

A 5 業種による制限はありません。

Q 6 三重県内に事業所がなくても申請できますか？

A 6 三重県内に主たる事務所又は主たる事業所がない場合は申請できません。法人の場合は登記上の本店、個人事業主の場合は（事業の活動拠点としての）主たる事業所が三重県にあるか否かで判断します。

Q 7 創業から間もない企業や、事業を引き継いだばかりの個人事業主でも申請できますか？

A 7 要件上としては申請可能です。ただし、当補助金は《通常枠》の場合は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていること、《原油価格・物価高騰対策枠》の場合は原油価格や物価高騰の影響を受けていることを要件としているため、事業計画に新型コロナウイルス感染症の影響や課題を記載していただく必要があります。

なお、創業から間もないために確定申告書や決算書を提出できない場合は、①開業届（法人は不要）及び、②事業実態が分かる書類（合計残高試算表や直近の売上台帳など）を提出してください。

Q 8 県外で実施する事業についても申請可能ですか？

A 8 三重県内の事業所で実施する事業であることが前提です。

このため、県外に支店を設けるための費用や県外の支店への機械の設置については対象外となります。

ただし、県内事業所の売上向上を図るために県外で実施する広報活動や県外商談会への参加等は対象となります。

例：個人事業主（名古屋市在住）、桑名市の工場（主たる事業所）への機械設置は○

個人事業主（名張市在住）、大阪市の店舗（主たる事業所）の改装は×

Q 9 申請すれば必ず補助金が交付されますか？

A 9 予算の範囲内となり、審査がありますので、必ず交付される訳ではありません。

Q 10 《原油価格・物価高騰対応枠》で申請したほうが採択されやすいですか？

A 10 《原油価格・物価高騰対応枠》と《通常枠》では事業計画の目的が異なることから、いずれが採択されやすいかは一概には言えません。

Q 11 《通常枠》と《原油価格・物価高騰対応枠》の両方に申請可能ですか？

A 11 別の計画かつ補助対象事業であれば同時申請は可能です。

同一の補助対象事業での申請はできません。

※1つのものを購入することに両方の補助金を充当することはできません。

#### 【他の制度との併用に関すること】

Q 12 本補助金と他の補助金の併用は可能ですか？

A 12 補助対象経費が異なる場合は、併用可能です。

なお、《通常枠》についてはこれまでに本補助金に採択されていない事業者には加点措置があります。

※この補助金で購入するものについて、他の補助金を充当することはできません。

## 【対象となる取組に関すること】

Q13 この補助金の対象となるのは、どのような取組ですか？

A13

### 《通常枠》

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業が実施する、生産性向上や業態転換の取組が対象です。

また、現在の危機や需要減に対応するだけでなく、「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であることが必要です。

### 《原油価格・物価高騰対応枠》

原油価格・物価高騰の影響を受けた企業が実施する原油価格・物価高騰に対する生産性向上や業態転換の取組が対象です。

このため、原油価格・物価高騰に対応して生産性向上・業態転換に取り組んでいく計画であることが必要です。

#### (1) 既存設備の高性能省エネ機器への更新

- ・省エネルギー最適化診断等により優先的に更新が必要とされた設備の更新やエネルギー消費効率等の向上が認められる設備の導入。

例：省エネルギー型設備の導入や生産ラインの効率化によるエネルギー使用の削減

時間当たりの製造量を増強するための生産性の高い加工機器の導入

#### (2) 自己消費再生可能エネルギー発電装置及び蓄電池の設置

- ・太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電又はこれらの複数の組み合わせによる設備。蓄電池はこれらと組み合わせる場合または既に再生可能エネルギー発電装置を導入済の場合を対象とします。

例：再生可能エネルギーや新エネルギー導入に向けた設備投資  
事業者における自家消費型再生エネルギー発電設備の導入

#### (3) 原材料の製造ロス削減取組、製造業工程見直し等の経営向上の取組

- ・業態の転換や生産性の向上に向けた取組でエネルギーの使用削減や単位当たり生産性の向上を伴う取組に必要な設備等について対象とする。

例：食品製造・販売事業者が製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品製造・販売を開始

サプライチェーンの強靱化のため製造工程を一部外注から内製に切り替えるための機械装置等購入

原材料の製造時におけるロス削減や副産物の活用に向けた取組

Q14 「生産性向上」や「業態転換」とは、具体的にどのような取組ですか？

A14 以下のような取組が該当します。

- ①生産性向上のためのデジタルトランスフォーメーション（DX）の導入
  - ・BCP強化計画の一環としてリモートワーク環境を整備し、オフィス機能を分散
- ②省力化・作業効率化・生産能力の増強等により生産性向上を推進する取組
  - ・生産能力の高い加工機器を導入することで、時間当たりやエネルギー量あたりの製造量を増強
- ③需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築
  - ・オフィスへの弁当配達から個人向けの店頭販売を事業の中心に切り替え
- ④新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ
  - ・自動車部品製造業者における既存ラインを活用した感染症防止アクリル製品生産
- ⑤新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化
  - ・一人用土鍋にデザインやネーミングを変更し、BtoCへ対応
- ⑥新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための取組
  - ・ネット通販に不慣れな高齢者にも利用しやすいようにするHPの改修
- ⑦サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の再構築
  - ・複数の工場に分散していた製造工程を一か所に集約し、生産効率の向上を図る。
- ⑧その他、理事長が認める生産性向上、業態転換等の意欲的な経営向上の取組

Q15 「アフター・コロナ」を見据えたビジョンとは、具体的にどのようなことをいうのですか？

A15 コロナ禍の現状に対応するために講じた緊急措置の場合、コロナ禍が収束した後には不要となる設備や、見直しが必要となる事業計画などが考えられる一方、それとは逆に、コロナ禍収束後も定着する事業形態や、更なる成長が見込まれるビジネスも考えられます。そのため、この補助事業では、コロナ禍の現状だけでなく、コロナ収束後の市場動向や経営環境を念頭に置きつつ、中長期的な事業計画を作成していただくことを想定しています。

申請に際して、事業計画には、「実施する取組がコロナ収束後はどのように経営向上につながることを想定しているか」、「コロナ収束後は何をめざして事業を運営していくか」などの視点を盛り込んでいただきますようお願いいたします。

**Q16** 新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格・物価高騰の影響を受けていない場合でも対象となりますか？

**A16** 《通常枠》新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること、  
《原油価格・物価高騰対応枠》新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格や物価高騰の影響を受けていることが要件となっています。  
それぞれどのように影響を受けたかを明記してください。

**【補助対象経費に関すること】**

**Q17** この補助金の対象となる経費は《通常枠》と《原油価格・物価高騰対応枠》でどう異なりますか？

**A17** 《通常枠》と《原油価格・物価高騰対応枠》で計画において異なる点は、Q13の通りですが、いずれも経費区分についてはそれぞれの計画の目的に合致し、かつ公募案内P3補助対象経費に合致するものが対象となります。  
このため、補助事業の趣旨や補助対象経費に合致しない経費については対象外となることがあります。  
特に《原油価格・物価高騰対応枠》の申請で、原油価格・物価高騰に対する計画に合致しない経費については対象外となることがありますのでご注意ください。

**Q18** 交付決定前に購入した物品の購入経費は対象となりますか？

**A18** 交付決定前に契約・発注及び納品を受けたものについては、補助対象になりません。交付決定日以降に発注し、補助対象期間中に支払が完了した経費が対象となります。

Q19 発注する際には、必ず見積書を2者以上から取得する必要がありますか？

A19 発注先（委託先）の選定にあたっては、原則として2者以上から見積もりを取る必要があります。特に1件あたり100万円以上となる場合については、2者以上からの見積書取得が必須となります。

なお、発注内容の性質上、複数者からの見積書を取ることが困難な場合は、1者のみからの見積書取得で契約することができますが、その場合、当該発注先を契約の相手方とした理由を説明した理由書の提出が必要となります。

Q20 新事業のために工場設備を改装する費用は補助対象となりますか？

A20 生産性向上・業態転換のために必要な改装費は補助対象です。ただし、建物・施設、土地等不動産（登記可能なもの）の取得費（増築を含む）は対象外です。

Q21 新事業のために新しく事務所を作る費用は補助対象となりますか？

A21 事業実施のために必要な改装費、内装費、電気設備や通信設備等の整備費、什器、ICT機器、リモートワーク対象機器等の購入費は補助対象です。

ただし、オフィス賃料、敷金・礼金・保証金等、仲介手数料等、事業に直接関係のない福利厚生のための設備や装飾品の購入費は対象外です。また、事業に関するものであっても、不動産取得費用（建物の新築・増築や土地等登記可能なもの）及び「機械装置等費」で購入する一式10万円未満（税抜）の物品は対象外です。

Q22 汎用機器（パソコン等）の購入費は補助対象となりますか？

A22 補助事業計画に基づく用途に使用するものであり、他の用途での使用（目的外使用）がないと整理できる場合には、パソコンやタブレットPCなどの汎用機器であっても、補助対象となり得ます。

ただし、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付取消・返還の対象となります。

Q23 機械装置等費は「一式10万円以上のものに限る」とあるが、複数のをまとめて「一式」とすれば対象になりますか？例えば机と椅子をまとめて「一式」にするのはいかがですか？

A23 通常「一式」で扱うものかどうかで判断します。例えば次のような場合は一式として扱うことができます。

・パーティション、稼働式書庫、OAフロア等

複数の部品で売られていても、それらを組み合わせてでなければ機能をなさないの、「パーティション一式」「稼働式書庫一式」等としてまとめていただくことができます。収納庫などでも、ベースと本体を組み合わせないと使用できないものは同様です。また、空調設備や電気設備なども同様の考え方で一式で計上することが可能です。

ただし、個別に使うことが可能な複数の書庫などをまとめて「一式」とすることはできません。

・パソコン

通常、本体だけでは用をなさないため、本体+購入時パッケージソフトを取得価格として、一式で計上することができます。

・製造機器等

部品やユニット単位では用をなさないため、一式計上できます。

逆に、一式としてまとめることができないものの例は次のとおりです。

・事務用机と椅子、事務用机と脇机など

それぞれ別々に使用することが可能ですので、一式でまとめることはできません。

・食器セット

食器はそれぞれ個別で使えるので、例えば12個1組で販売されている1個1万円のガラス製食器を「食器セット一式」とすることはできません。

※ 一式で計上する場合、実績報告時に提出していただく見積書、請求書等でも、「一式」で記載していただくようにしてください。

Q24 機械装置やパソコンのリース料は補助対象となりますか？

A24 補助事業の実施に直接必要な機器・設備等のリース、レンタル料については、補助対象期間分かつ補助対象期間内に支払が終了した場合に限り対象となります。

Q25 ソフトウェアの購入費は補助対象となりますか？また、費目は何費ですか？

A25 ライセンス期間に定めがあるか否かによって異なります。

・ライセンス期間に定めがあるソフトウェア

ライセンス期間に1年、3年等の定めがあるソフトウェア（いわゆるサブスクリプション）の場合、補助対象期間内に支出したものについて、補助対象期間分に限り対象となります。費目は借料です。

・ライセンス期間に定めがないソフトウェア

ライセンス期間に定めのないソフトウェアの場合、購入価格全体が補助対象となり、費目は機械装置等費となります。

Q26 中古品の購入代金は補助対象となりますか？

A26 以下の要件を全て満たす場合は補助対象となります。

①購入単価が50万円未満（税抜）であること

②購入価格の妥当性を示すため、2者以上の中古品販売事業者（個人やオークション（インターネットオークションを含む）からの購入は不可）から見積書を取得すること（1者からしか見積書を取得できない場合は理由の如何を問わず対象外）

③修理費用等は購入価格に含めないこと

## 【事業の運用に関すること】

Q27 交付決定や補助金の支払いはいつ頃になりますか？

A27 交付決定は《通常枠》については8月中旬～下旬、《原油価格・物価高騰対応枠》については9月上旬の予定です。

補助金の支払いは、補助事業終了後に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定、精算払請求書の提出を経て行われます（概算払の規定もあります）。

Q28 補助金に採択された場合、いつ頃から事業に着手できますか？

A28 補助事業に着手していただけるのは交付決定後です。交付決定前に発注した部分に係る経費については補助対象となりませんので、ご注意ください。

Q29 交付決定後に事業計画を変更することは可能ですか？

A29 止むを得ない事情により事業計画の変更が必要になる場合は認められることがありますのでご相談ください。

なお、交付決定額の増額については認められません。

## 【三重県版経営向上計画に関すること】

Q30 三重県版経営向上計画の認定は必ず受けなければならないのですか？

A30 補助金に採択された場合は、令和4年9月末までに三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を申請してください。

三重県版経営向上計画の詳細については、以下のURLのホームページをご覧ください。

<https://www.miesc.or.jp/support/contents/144/>

（または  で検索）

**Q31** 過去に三重県版経営向上計画の認定を受けたことがあります。改めて認定を受けないといけないのですか？

**A31** これまでに三重県版経営向上計画の認定を受けている場合でも、この補助金の採択を受けた場合は、今回の事業計画で改めて認定を受けてください。

**Q32** この補助金に申請したら、自動的に三重県版経営向上計画の認定を申請したことになるのですか？

**A32** 三重県版経営向上計画の認定申請は、この補助金とは別に行っていた必要があります。ただし、事業計画書の様式は経営向上計画のものと同じものですので、内容についてはそのまま流用していただくことができます。

三重県版経営向上計画については、お近くの商工会・商工会議所で作成支援をしておりますのでご相談ください。

**Q33** これまでに三重県版経営向上計画の認定を受けたことがある場合、審査で有利になりますか？

**A33** これまでに三重県版経営向上計画の認定の有無について、審査における加点措置はありません。